

令和7年度林業死亡災害撲滅運動

～見直そう、基本的な伐倒手順～

運動期間：令和7年9月1日～11月30日

運動の目的

道内の林業現場においては、令和6年11月から令和7年3月末までのわずか5か月の間に、8人もの尊い命が労働災害によって失われている異常事態となっています。

これらの死亡労働災害の原因をみると、いずれも**立木の伐倒作業における基本的な安全対策**を講じていれば発生しなかったと思われる災害であり、現場における安全な作業方法の徹底が急務です。

このような状況を踏まえ、北海道労働局労働基準部、北海道森林管理局森林整備部、北海道水産林務部は、林業現場における死亡労働災害ゼロ、労働災害の減少を目的とし、「**令和7年度林業死亡労働災害撲滅運動**」を展開することとしました。

この運動を通して、現場における安全な作業方法を確立し、死亡労働災害ゼロの達成を目指しましょう。

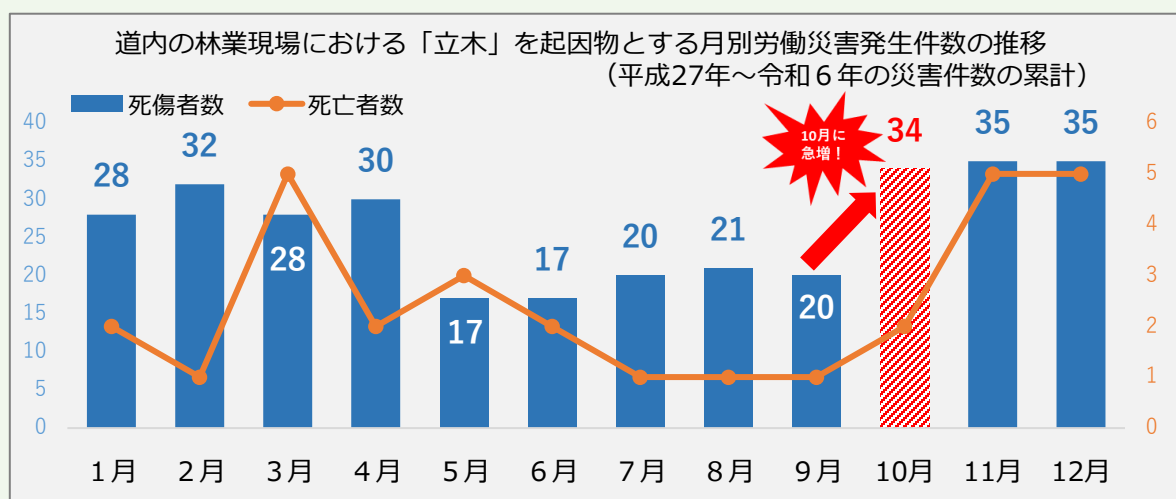
運動の実施期間

「**立木**」がけがの原因であった**労働災害**（伐倒木に激突される、頭上の枝が落下し当たる等）は10月に急増し、その後4月までは労働災害発生件数が多い傾向にあります。

労働災害防止のためには、立木による災害が増加する10月を前に、安全な作業手順を作業員全員で共有し、その後現場においてその作業手順が守られているか確認することが効果的です。そのため、運動期間を2つに分け、それぞれ実施事項を定めます。

安全衛生教育強化期間
現場安全管理強化期間

9月1日～9月30日
10月1日～11月30日



主唱者（順不同） 北海道労働局労働基準部・北海道森林管理局森林整備部・北海道水産林務部
協賛者（順不同） 林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部・北海道森林組合連合会・北海道森林整備事業連合協議会・北海道素材生産業協同組合連合会・北海道森づくり推進協議会・一般社団法人北海道造林協会・栄林会・北海道木材産業協同組合連合会

実施者 林業関係各事業場

【実施者（林業関係各事業場）の実施事項】

1 安全衛生教育強化期間における実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等を実施し、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- (2) 現場作業員全員に対し、安全衛生教育を実施する。特に、伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に記載されている事項について遵守を徹底する。
- (3) 作成された作業計画の内容に沿って作業を行うことについて周知徹底する。
なお、作業計画とは、「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」や車両系木材伐出機械や車両系建設機械等の作業計画を指す。

2 現場安全管理強化期間における実施事項

上記1の事項を含めた現場の安全管理状況を確認するため、次の事項を実施する。

- (1) 経営トップや事業場の安全衛生責任者による安全パトロールを実施し、現場の安全管理状況の総点検を実施する。
- (2) 安全旗の掲揚、標語の掲示その他現場に掲示すべき書類関係についての掲示状況を確認する。
- (3) 現場責任者による現場巡視を実施し、上記1(2)(3)に記載された事項について、作業員が遵守していることを確認する。また、現場巡視により不安全な状況が認められた作業員に対しては必要な指導を行う。

【主唱者の実施事項】

- 1 安全衛生教育の充実を図るための支援を行う。
- 2 現場安全パトロールを実施する。

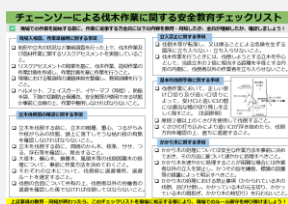


資料のダウンロード

下記の資料を右下の2次元コードのリンク先に掲載しておりますので、安全衛生教育等の場で活用願います。

※リンク先：北海道労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 林業の労働災害防止について

- ・「令和7年度林業死亡災害撲滅運動」実施要綱及びリーフレット
- ・令和6年11月以降に林業現場において発生した死亡災害一覧
- ・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
- ・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン
- ・「チェーンソーによる伐木作業に関する安全教育チェックリスト」



現場入場前に作業従事者の皆さんに周知
いただきたい事項をまとめたチェッ
クリストを作成・掲載しております！